

スポーツ少年団登録規程

- 第1条** この規程は、日本スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者および役職員の登録に関することについて定める。
- 第2条** 登録は、日本スポーツ少年団設置規程第2章の目的ののっとり、日本スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。
- 第3条** 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。
2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、及び日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。
- 第4条** 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、各年度ごとこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。
- 第5条** 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったものに対し、所定の認定を行う。
- 第6条** 登録の認定を受けたものが、スポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められたときは登録が取消される。
- 第7条** この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議を経て、別に定めることができる。
- 第8条** 本規程の改訂は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。
- 附則1** この規程は昭和61年4月1日から施行する。
- 附則2** この規程は平成元年4月1日から改訂施行する。
- 附則3** この規程は平成22年6月9日から改訂施行する。